

貝塚市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画(素案)に対するパブリックコメント結果回答

実 施 期 間:令和6年1月9日(火曜日)から令和6年2月2日(金曜日)

意 見 抽 出 方 法:郵送、ファックス、電子メールまたは直接持参

提 出 者 数・件 数:個人2名から、合計4件の意見をいただきました。

寄せられたご意見についての貝塚市の考え方は以下のとおりです。またお寄せいただいたご意見については、主旨を損なわない範囲で要約している部分があります。

意見	該当箇所	意見の概要	市の考え方・変更点
1	P11 第1章 計画策定に関する基本方針 9 第9期計画の国の基本指針について	「地域共生社会の実現のため」の文言が、国の基本指針を示した箇所のみの記載であった。地域包括ケアシステムの深化・推進は地域共生社会の実現のためではなかったのか。	本市では、地域共生社会の実現に向けた中核的な基盤になり得るものとして、高齢者の地域での生活を支える地域包括ケアシステムの構築に取り組んできました。ご意見から、第3章「計画の基本理念及び基本目標」にその旨の説明を加えました。
2	P.51 第4章 住民同士で支え合い安心して暮らせるまちづくり 1 地域支援体制の充実 (1) 情報の共有化 P53 ◆「拡大地域ケア会議」概要図	「効率的な支援のためには個人情報の共有が必要不可欠となり、個人情報の保護が重要な課題となっています。」「情報の守秘義務について拡大地域ケア会議・地域ケア会議の参加者と確認し、個人情報の取り扱いに十分留意したうえで支援に役立てるよう、関係者間で情報共有に努めています。」とあるが、市の担当部署からは、民生委員の活動に効果的な家族情報などの提供が制限されているように感じる。 また、拡大地域ケア会議は、単なる意見交換の場となっており、具体的行動の方向性があるこそ情報共有の場と言えるのではないか。	【原案のとおりとします】 民生委員への個人情報の提供につきましては、「個人情報の保護に関する法律」第69条(利用及び提供の制限)により、法令に基づく場合等を除き、個人情報の提供は制限しています。なお本市では、貝塚市民生委員・児童委員協議会から、高齢者世帯訪問活動による要援護者の把握と、要援護者の安否確認、日常的な支援体制の構築のために使用する目的で、特定の項目について情報提供依頼を受け、貝塚市個人情報保護及び情報公開審査会での審議を経て提供しています。 また、拡大地域ケア会議につきましては、町会・自治会レベルで把握した個別ケースの情報の集約と地域課題の把握を行う場であり、今後の対応についても話し合っていると考えております。

3	P.55 第4章 住民同士で支え合い安心して暮らせるまちづくり 1 地域支援体制の充実 (6) 小地域ネットワーク活動の展開と活動内容の拡大	「担い手の高齢化・固定化等の課題があり、活動を継続的かつ効果的に進められるよう、新たな担い手の発掘と育成に努める必要があります。」とあるが、自助・公助、住民同士で支え合う方向を推進するならば、その担い手となる町会役員や民生委員などの一部の住民が疲弊し、なり手が減少すると予想される。減少を止める策として、何らかのインセンティブを与えるなどの取組みが必要ではないか。	【原案のとおりとします】 いただいたご意見は今後の施策の推進のために参考とさせていただきます。
4	P.106 第7章 介護保険サービスの見込み ◆地域密着型サービス整備目標 (必要定員数・箇所数)	貝塚市の同施設は近隣市と比較すると数が少なく、ほぼ満室のようで、サービス水準の相違格差を感じる。「高齢になっても、介護が必要になっても、安心して暮らせるまち」の理念に基づき、貝塚市民の安心に応えて欲しい。必要利用定員数を108人ではなく130人程度に増設し、18人分となる2ユニット＝1箇所の増設を検討してほしい。	【原案のとおりとします】 地域密着型サービスの整備目標については、サービスの利用実績、アンケート調査によるニーズの把握、高齢者人口の推移や認定者数の見込み等を基に総合的に判断しております。 9期計画策定時点での認知症対応型共同生活介護の利用率は定員に対して82.4%であったことから、需要を満たしているものとして、追加の整備は不要と判断いたしました。 令和12年度以降の定員数及び箇所数は現時点の実績に基づく目標であり、第10期以降については、利用率や社会情勢等の分析を行い、必要な定員数の見直しを行ってまいります。